

平成 28 年 7 月 14 日

教育長 向井 正博 様

大阪府大阪市淀川区塚本一丁目六番二五号

学校法人 森友学園

理事長 龍池 康博

瑞穂の國記念小學院の設置に係る認可申請書変更届

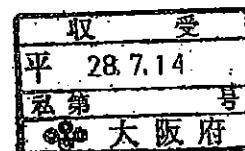
平成 26 年 10 月 31 日付で申請し、平成 28 年 1 月 27 日開催の大阪府私立学校審査会臨時会において、「認可適当」と認められました表記の申請内容に下記の変更が生じましたので、お届けします。

【変更内容】

(旧)	(新)
学校開設予定地	定期借地 → 森友学園所有地

【変更事由及び今後の対応】

国土交通省所有の 8770.43 m²を定期借地し、開校の予定であったが、[REDACTED] さらに、当園所有となると将来の展開の可能性が広がるので、当初予定を変更し、購入することとした。平成 28 年 6 月 20 日所有権移転済。



表題部 (土地の表示)			調製	平成14年2月7日	不動産番号	1212000145569			
地図番号	204-11、204-1 3	筆界特定	余白						
所在	豊中市野田町			余白					
① 地番	② 地目	③ 地積 m ²	原因及びその日付 [登記の日付]						
2番24	池沼	72	2番20から分筆 [昭和42年6月16日]						
余白	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成14年2月7日						
1501番	宅地	8770	43	平成17年10月5日 土地区画整理法による換地処分 他の従前の土地 野田町2番25、同番26、同番27、同番28、同番48、同番114、同番143、同番144、同番172、同番178、同番179、286番23、同番25、同番28、同番30、同番31、同番33、同番35、同番38、同番40、同番50、同番72、同番78、同番115、同番118、同番119、同番120、同番123、同番124、同番125、同番126、同番128、同番130、同番132、同番133、同番134、同番136、同番138、同番142、同番143、同番161、同番162、同番163、同番171、1461番1、同番10、同番11、同番34、同番36、同番37、同番51、同番53、同番81、同番82、同番83、同番84、同番86、同番93、同番99、同番136、同番140、同番141、同番160、同番161、同番162、同番163、同番164、同番165、同番166、同番167、同番175、同番176、同番177、同番178、同番179、同番181、同番182、同番183、同番185、同番186、同番187、同番195、同番196、同番197、同番200、同番201、同番202、同番205、同番206、同番207、同番208、同番209、同番214、同番215、同番216、同番221、同番222、同番228、同番232、同番237、同番238、同番239、同番240、同番245、同番247、同番248、同番249、同番285、同番286、同番287 [平成17年10月5日]					

権利部(甲区) (所有権に関する事項)

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
I	所有権移転	昭和54年3月30日 第10230号	原因 昭和53年11月15日売買 所有者 運輸省 順位1番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
			の規定により移記 平成14年2月7日
2	土地区画整理法による換地処分による所有権登記	平成17年10月5日 第25096号	所有者 運輸省
3	<u>所有権移転</u>	平成24年10月22日 第44019号	原因 平成24年7月1日現物出資 所有者 大阪府泉佐野市泉州空港北1番地 新関西国際空港株式会社
4	3番所有権抹消	平成25年1月10日 第427号	原因 錯誤
5	所有権移転	平成28年6月20日 第23370号	原因 平成28年6月20日売買 所有者 大阪市淀川区塚本一丁目6番25号 学校法人森友学園
付記1号	賃戸特約	平成28年6月20日 第23370号	原因 平成28年6月20日特約 売買代金 金1億3,400万円 契約費用 返還を要しない 期間 平成28年6月20日から10年間 賃戸権者 国土交通省

権利部(乙区) (所有権以外の権利に関する事項)

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	抵当権設定	平成28年6月20日 第23371号	原因 平成28年6月20日国有財産売払代金 延納契約による同日設定 債権額 金1億1,199万6,098円 内訳 元本金1億613万円 利息金586 万6,098円(平成28年6月21日から 平成38年5月31日までの分) 利息 元本につき年1.0% 損害金 元本につき年5.0% (年365日日 割計算) 債務者 大阪市淀川区塚本一丁目6番25号 学校法人森友学園 抵当権者 国土交通省

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。
(大阪法務局池田出張所管轄)

平成28年6月29日

大阪法務局

登記官

寺 尾 俊 之

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K74701 (1/1)



2/2

原本に相違ないことを証明します
学校法人 森友学園
理事長

(最重要)

E S 第 2 8 号
平成28年6月20日

国有財産売買契約書

原本に相違ないことを証明します
学校法人 森友学園 [REDACTED]
理事長 [REDACTED]

別紙

第2号書式(代金延納、用途指定(買戻特約付き)、時価売扱用)

印紙税法
第5条第2号
により非課税

国有財産売買契約書

売扱人國(以下「甲」という。)と買受人 学校法人森友学園(以下「乙」という。)とは、次の条項により国有財産の売買契約を締結する。

(売買物件)

第1条 売買物件は、次のとおり。

所在地	区分	数量		備考
豊中市野田町1501番	土地	8,770	43	

(売買代金)

第2条 売買代金は、金134,000,000円とする。

2 前項に定める売買代金のうち金27,300,000円は、第44条に基づき、本契約の成立を停止条件として、売買物件に関する平成27年5月29日付EW第38号国有財産有償貸付合意書(以下「本件貸付契約」という。なお、同内容につき大阪法務局所属本町公証役場にて平成27年第180号事業用定期借地権設定契約公正証書を同年6月8日付で作成)を合意解除することに伴い甲が乙に還付する本件貸付契約第7条に定める契約保証金より充当するものとする。

(即納金の支払い)

第3条 売買代金のうち金27,870,000円を即納金とする。

2 前項に定める即納金のうち金27,300,000円は、前条第2項によって売買代金に充当される本件貸付契約第7条の契約保証金より充当するものとする。

3 乙は、第1項に定める即納金から前項によって充当される金27,300,000円を差し引いた金570,000円を、本契約締結と同時に甲に支払わなければならない。

(延納の特約)

第4条 甲乙両者は、第2条第1項に定める売買代金から前条第1項に定める即納金を差し引いた金106,130,000円について、次条及び第6条並びに第11条から第16条までに定めるところにより延納の特約をする。

(延納代金の支払方法)

第5条 延納代金の支払方法は10年の年賦払いとし、毎年の納付期限及び各納付期限ごとに乙の支払うべき延納代金及び延納利息並びにその合計額は次表に掲げるところによる。なお、この場合における延納利息の利率は年1.0%とする。

区分	納付期限	延納代金	延納利息	合計額	延納利息計算期間
延納第1回	平成29年5月31日	10,144,125	1,003,146	11,147,271	平成28年6月21日から 平成29年5月31日まで

第 9 条 甲は、前条の規定により充質物件の所有権が乙に移転したときに引き渡しがあつたるものとする。

(危険負担)

第 10 条 乙は、本契約締結の時から充質物件の引渡しの時までにおいて、当該物件が、甲の責に帰すことのできない事由により消失又は損傷した場合には、甲に対して充質代金の戻免を請求することができない。

(担保の提供)

第 11 条 乙は、第 5 条第 1 項に定める延納代金及び延納利息の支払いを担保するため、本契約締結と同時に甲のために別紙第 11 に掲げる物件について賃借第 1 号の抵当権を設定することに同意する。

(抵担保等)

第 12 条 甲が、前条に基づき抵当権を設定した物件が滅失したとき、又は、担保価値が減少したと認めて乙に對して擔保又は代わりの担保の提供を請求したときは、乙は、遅滞なく甲の認める他の物件を担保又は代わりの担保として甲に提供しなければならない。

(担保物の付保)

第 13 条 乙は、第 11 条に定めるところにより増担保又は代わりの担保として提供するものについて、あらかじめ、自己の負担の指定期定する金額を保険金額とし、乙を被保険者とする甲の指定する保険会社にかかる保険金請

2 乙は、前項に定める損害保険契約を締結したときは、当該保険契約にかかる保険金請求書を甲に提出し、かつ、釐定期付日から 30 日以内にその保険証券を甲に提出しなければならない。

3 乙は、延納代金及び延納利息の支払いを完了するまで、第 1 項に定める保険契約を継続しなければならない。

4 前 3 項の規定は、乙が前条に定めるところにより増担保又は代わりの担保として提供する物件について準用する。

(担保物件に附する通知)

第 14 条 乙は、担保物件について、次に掲げる各号の一に該当する行為をしようとするときは又は乙以外の者が次に掲げる各号の一に該当する行為をしたときは、速滞なくその旨を甲に通知しなければならない。

(1) 訴えの提起、裁判上の和解又は調停の申立
(2) 仮差押の申請、仮処分、強制執行又は假充の申立
(3) 滞納処分(その例による处分を含む。以下同じ。)
(4) 担保物件を賃借、滅失その他現状を変更し、又は担保価値を減少させると認められる事実上又は法律上の行為

第 15 条 甲は、乙が第 5 条第 1 項に定める延納代金と延納利息の一部を支払った後、担保の一部解除を申し出た場合には、これを適当と認めたときは、担保の一割を解除することができる。

(延納特約の解除)

延納第 2 回	平成 30 年 5 月 31 日	10,245,567	959,858	11,205,425	平成 29 年 6 月 1 日から 平成 30 年 5 月 31 日まで
延納第 3 回	平成 31 年 5 月 31 日	10,348,022	857,403	11,205,425	平成 30 年 6 月 1 日から 平成 31 年 5 月 31 日まで
延納第 4 回	平成 32 年 5 月 31 日	10,451,503	753,922	11,205,425	平成 31 年 6 月 1 日から 平成 32 年 5 月 31 日まで
延納第 5 回	平成 33 年 5 月 31 日	10,556,018	649,407	11,205,425	平成 32 年 6 月 1 日から 平成 33 年 5 月 31 日まで
延納第 6 回	平成 34 年 5 月 31 日	10,661,578	543,847	11,205,425	平成 33 年 6 月 1 日から 平成 34 年 5 月 31 日まで
延納第 7 回	平成 35 年 5 月 31 日	10,768,194	437,231	11,205,425	平成 34 年 6 月 1 日から 平成 35 年 5 月 31 日まで
延納第 8 回	平成 35 年 6 月 30 日	10,875,876	329,549	11,205,425	平成 35 年 6 月 1 日から 平成 36 年 5 月 31 日まで
延納第 9 回	平成 37 年 5 月 31 日	10,984,634	220,731	11,205,425	平成 36 年 6 月 1 日から 平成 37 年 5 月 31 日まで
延納第 10 回	平成 38 年 5 月 31 日	11,094,483	110,944	11,205,427	平成 37 年 6 月 1 日から 平成 38 年 5 月 31 日まで
計		106,180,000	5,866,098	111,996,098	

2 乙は、前項に掲げる表の区分欄に示す延納各回ごとに定める納付期限までに、延納代金と延納利息との合計額を、甲の発行する納入告知書により甲に支払わなければならぬ。

3 乙が第 1 項に掲げる表の延納代金を、当該延納代金の納付期限前に支払う旨を看面により申請した場合には、甲は、当該納付期限を繰り上げ、かつ、織上期間にに対する延納利息を減額することができる。ただし、当該織上期間が 1 か月未満であるときは、当該織上期間に対する延納利息は減額しない。

(延納金による延納代金等の充当)

第 6 条 甲は、第 13 条第 1 項に定めるところにより損害保険契約を締結した担保物件について保険事故が発生し、かつ、当該保険契約に基づき保険金の支払いを受けたときは、当該保険金を、乙の未払の延納代金に充当する日までに付すべき延納利息との合計額(第 17 条に定める延納金があるときは、これを加算した額とする。)に充当し、残余の保険金は、乙に返還する。

(登記請求請求書等)

第 7 条 乙は、本契約締結の際に、あらかじめ登録免許税相当額の現金領收證書を添付した登記請求書、第 11 条に定める抵當設定登記に必要な書類及び第 27 条に定める賃貸しの特約の登記に必要な承諾書を、甲に提出しなければならない。

2 乙が本契約締結の際に登記免許法(昭和 42 年法律第 35 号)第 4 条第 2 項に基づく登記免許証を非開設とする登記請求書を甲に提出する際には、乙は前項の規定により登記嘱託請求書を提出した場合には、乙に登記料を支拂わなければならない。

(所有権の移転)

第 8 条 充質物件の所有権は、乙が第 3 条に定める即納金を完納した時に乙に移転する。

(充質物の引渡し)

第 16 条 第 4 項に定める延納の特約は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、当然に解除される。

(1) 乙が支払停止の状態に陥り又は手形交換所の取引停止処分を受けたとき。

(2) 乙が、破産、民事再生手続開始又は更生手続開始の申立てを受け若しくは自らこれらの申立てをしたとき。

(3) 乙が合併によらないで解散をしたとき。

(4) 乙について相続の開始があった場合において、相続人が限定承認の申述をしたとき。

(5) 乙が、担保物権を放棄又は追徴請求権を悉くして解除を申請したとき。

(6) 担保物件について強制競売又は任免競売の開始決定があつたとき。

(7) 担保物件について差押処分としての公示の公告があつたとき。

2 甲は、次に掲げる各号の一に該当する事由が生じたときは、延納の特約を解除し又は延納期間を短縮することができる。

(1) 乙の財産について、仮差押又は強制競売若しくは任意競売並びに抵当権に抵当権の申立てを受けたとき。

(2) 乙が滞納処分を受けたとき。

(3) 乙が合併、資本の減少又は営業の譲渡をしたとき。

(4) 担保物件について訴えの提起、裁判上の和解又は調停の申立てがなされたとき。

(5) 乙が第 22 条から第 25 条までに定める用途指定の変更若しくは解除を申請したとき。

(6) 乙が本契約に定める義務を履行しなかつたとき。

3 甲が前 2 項の規定により延納の特約を解除したときは、乙は期限の利益を失い、未払の延納代金と、当該金額に対して延納特約の解除の日までの期間に相当する延納利息との合計額を一時に甲に支払わなければならない。

4 乙は、第 1 項第 1 号から第 5 号まで又は第 2 項第 1 号から第 3 号（ただし、合併及び資本の減少を除く。）までの各号の一に該当する事由が生じたときは、遅滞なくその旨を甲に通知しなければならない。

5 甲は、乙が第 3 項の規定により延納代金及び延納利息を一時におこなつた場合にはその金額並びに延滞金があるときはその金額との合計額の支払いを完了するまで延納の解除はしない。

(延滞金の収取)

第 17 条 乙は、第 5 項第 1 項に掲げる旨の合計額に定めた金額を、当該金額の納付期限（甲が第 5 項第 3 項に定めるところにより納付期限を繰り上げたときは、繰上げ後の期限）までに支払わなかつたときは又は前条第 3 項に定めることにより納付すべき金額を甲の指定する期限までに支払わなかつたときは、延納代金について、当該納付期限の翌日から支払いのあつた日までの期間につき第 38 条に基づき算定した延滞金を甲に支払わなければならない。

(先当の順序)

第 18 条 甲は、乙が延納代金、延納利息及び延滞金を支払うべき場合において、現実に納付のあつた金額が延納代金、延納利息及び延滞金の合計額に満たない場合には、延滞金、延納利息及び延納代金の順序で充当する。

(事業計画等の変更)

第 19 条 乙は、第 24 条に定める指定期間が満了するまでの間に、やむを得ない事由により弁済申請書に添付した事業計画又は利用計画を変更しようとするときは、あらかじめ変更を必要とする事由及び度更後の計画を詳細に記載した書面をもつて甲に申請し、その承認を受けなければならない。

(工事完了の通知義務)

第 20 条 乙は、弁済申請書に添付した利用計画（甲が前条の規定により当初計画の変更を承認しているときは、変更後の利用計画をいう。）に基づいて工事を完了したときは、その旨を直ちに甲に通知しなければならない。

(用途指定)

第 21 条 甲は、売買物件について、次項から第 25 条までに定めるところにより乙と用途指定の締結をする。

(指定用途)

第 22 条 乙は、売買物件を売却申請書に添付した事業計画及び利用計画（甲が第 19 条の規定によりその変更を承認したときは、変更後の事業計画及び利用計画をいう。）に定めるところの用途（以下「指定用途」という。）に自ら供さなければならぬ。

(指定定期日)

年 23 条 乙は、売買物件について平成 29 年 3 月 31 日（以下「指定定期日」という。）までに必要な工事を完了し、指定用途に供さなければならぬ。

2 乙は、本契約終結の日から指定定期日までに、甲の承認を得ないで売買物件を指定用途以外の用途（指定用途に供するための工事を行う場合及び指定用途と本旨において指定期間におけるあるいは轉換あるいは賃貸する用途に供する場合を除く。以下同じ。）に供してはならない。

(指定期間)

第 24 条 乙は、売買物件を指定定期日の翌日から平成 38 年 6 月 19 日まで（以下「指定定期」という。）指定用途に供さなければならない。

(権利の設定等の禁止)

第 25 条 乙は、本契約終結の日から指定定期満了日の日まで、甲の承認を得ないで、売買物件に地上権、質権、使用権による権利又は質権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定（以下「権利の設定」という。）をし若しくは売買物件について売買、贈与、交換、出資等による所有権の移転（以下「所有権の移転」という。）をしてはならない。

(買戻しの特約)

第 26 条 甲は、乙が本契約終結の日から買戻期満了日の日までにおいて、甲の承認を得ないで次の各号の一に該当する行為をした場合には、売買物件の買戻しをすることができる。

(1) 第 23 条第 1 項に定める義務に違反して指定定期までに指定用途に供さなかつたとき。

(2) 第 24 条に定める義務に違反して指定定期中に指定用途に供さなくなつたとき。

(3) 第 22 条、第 23 条第 2 項及び第 24 条に定める義務に違反して指定用途以外の用途に供したとき。

(4) 第 25 条に定める義務に違反して権利の設定又は所有権の移転をしたとき。

2 前項に定める買戻しの期間は、本契約締結の日から 10 年間とする。

(買戻しの登記)

第27条 乙は、甲が前条第1項及び第2項の規定に基づき期間を10年とする買戻し並びに第31条第1項及び第2項に定める特約事項を登記することに向ける。

(用途指定の変更、解除等)

第28条 乙は、売買物件の全部又は一部について、やむを得ない事由により第22条から第25条までに定める用途指定の変更若しくは解除又は第26条第1項及び第2項に定める買戻しの特約を解除する必要がある場合には、詳細な事由を付した書面により甲に申請しなければならない。

2 甲が前項の申請に対し承認する場合には、書面によって行うものとする。

3 甲が前項に定める承認をする場合には、乙は甲の請求により甲の定める基準に基づき算定した額を納付しなければならない。

第29条 甲は、第5条第1項に定める履様の保全上必要があると認めるとときは、乙に対して、その業務若しくは資産の状況に關して質問し、帳簿、書類その他の物件を調査し又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

2 甲は、乙の第22条から第25条までに定める用途指定の履行状況を確認するため、甲が必要と認めるときは实地調査又は实地監査を行なうことができる。

3 乙は、本契約締結の日から第24条に定める指定期間満了の日まで毎年4月30日に、また甲が必要と認めるときは売買物件について権利の認定又は所有権の移転等を行なつていい事実及び利用状況の事実を証する筆記事項證明書その他の資料を添えて売買物件の利用状況等を甲に報告しなければならない。

4 乙は、正当な理由なく、第1項及び第2項に定める質問、調査、实地調査又は实地監査を拒み、妨げ若しくは忌避し又は第1項及び前項に定める報告若しくは資料の提出を怠つてはならない。

(還約金)

第30条 乙は、第22条から第25条までに定める用途指定の義務に違反したときは、次の各号に定めるところにより、甲に対し、違約金を支払わなければならぬ。ただし、第2項に該当する場合を除く。

(1) 第23条第1項に定める義務に違反して指定期日までに指定用途に供さなかつたとき又は第24条に定める義務に違反して指定期間中に指定用途に供さなくなつたとき(指定用途以外の用途に供したときは次号による。)は金13,400,000円

(2) 第22条、第23条第2項及び第24条に定める義務に違反して指定期間満了の日までに指定用途以外の用途に供したときは金40,200,000円

2 乙は、第22条から第25条までに定める用途指定の義務に違反した場合において、甲が用途指定義務を履行し難い特別の事由があると認めて用途指定の変更若しくは解除又は第26条に定める買戻しの特約の解除を認めるときは、甲に対し、金13,400,000円の違約金を支払わなければならない。

3 乙は、正当な理由なく第14条又は第16条第4項に定める通知を怠つたため甲に損害を与えたときは前条第4項に定める義務に違反して実地調査又は实地監査を拒み、妨

げ若しくは忌避し又は報告若しくは資料の提出を怠つたときは、甲に対し、金13,400,000円の違約金を支払わなければならない。

4 前3項の違約金は、第38条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(買戻しの行使)

第31条 甲は、第26条第1項に定める買戻権行使するときは、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、当該売買代金には利息を付さない。

2 甲は、買戻権行使するときは、乙の負担した契約費用は返還しない。

3 甲は、買戻権行使するときは、乙が支払った延納利息、延滞及び違約金並びに乙が売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は償還しない。

(契約の解除)

第32条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないときは、本契約を解除することができる。

2 甲は、乙が次の各号の一に該当していると認められるときは、前項の規定にかかわらず、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他經營に実質的に関与している者をいう。以下「役員等」という。)が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は同法第2条第5号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であるとき

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的もって、暴力団又は暴力団員を利用するなどとしているとき

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは間接的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員として他の資金を不当に利用するなどとしているとき

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき關係を有しているとき

(6) 卖買物件を本契約の締結の日から指定期間満了の日までの間に、暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事業所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの方に供されると知りながら、売買物件の所有権を第三者に貸したこと

3 甲は、前項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償なしし拘するることは要しない。

4 乙は、甲が第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

第33条 甲は、前項に定める損害賠償を行なったときは、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還金には利息を付さない。

2 甲は、解除権を行使したときは、乙の負担した契約費用は返還しない。

- 3 甲は、解除権を行使したときは、乙が支払った延滞利息、延滞金及び違約金並びに乙が売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は償還しない。
(乙の原状回復義務)
- 第 40 条 甲乙兩者は、信義を遺んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。
- 2 契約に関する疑惑があるときは、甲乙協議のうえ決定する。
- (検査依頼)
- 第 41 条 本契約に関する訴えの管轄は、近畿財務局所在地を管轄区域とする大阪地方裁判所とする。
- 第 42 条 乙は、本件貸付契約第 5 項の土壟汚染、地下埋設物に関する瑕疵並びに第 30 項記載の地耐力に関する瑕疵並びに次項以下の一切の瑕疵の存在につき了承したうえで本件土地を現状有姿にて買入受ける。
- 2 乙は、平成 26 年 11 月 7 日及び平成 26 年 12 月 17 日に甲が引き渡した「大阪国際空港量中市場外用地（野田地区）土地鑿面等調査報告書 平成 21 年 8 月」、「平成 21 年度大阪国際空港量中市場外用地（野田地区）地下構造物状況調査業務報告書（0A301）平成 22 年 1 月」、「大阪国際空港場外用地（0A301）土壤汚染調査業務報告書 平成 23 年 11 月」、「平成 23 年度大阪国際空港場外用地（0A301）土壤汚染程度方向調査業務報告書 平成 24 年 2 月」に記載の内容を了承したうえで売買物件を買入受ける。
- 3 乙は、売買物件のうち一部 471.875 m²が、豊中市より土壤汚染対策法第 11 項で定める形質変更特要届出書並に指定されていたことを了承したうえで売買物件を買入受ける。（平成 27 年 10 月 25 日指定期解消）
- 4 乙は、売買物件に関する前 3 項の他、次の瑕疵を了承する。
- 一 先買物件の地表面及び地中に断器片、ガラス片、木くず、ビニール等のごみが存在すること。
- 二 先買物件には、第 2 項で定める「平成 21 年度大阪国際空港量中市場外用地（野田地区）地下構造物状況調査業務報告書（0A301）平成 22 年 1 月」において実施した根脚調査深度より深い箇所にも地下埋設物が存在すること。
- 5 乙は、前述の瑕疵を踏まえて、前 4 項に定める瑕疵の他、その他乙が小学校建設及び運営を行ううえで支障となるが買賣物件に関する一切の瑕疵（個別した瑕疵も含む）について、瑕疵担保責任を免除する。
- 6 本件貸付契約第 6 項の規定にかかわらず、前 5 項に定める瑕疵の除去に伴う一切の費用につき、本契約書作成時点において既に乙において支払いを受けているもの（平成 28 年 3 月 30 日付合意書に基づく土壤汚染除害費用合計金 1 項 3,176 万円）を除き、甲は、乙に対して、何ら支払を要せず、乙は、甲に対して、有益費返還請求、損害賠償請求その他の名目を問わず、一切の財産的請求をしないことにつき、甲及び乙は確認する。
- 7 乙が小学校建設を行うために必要な売買物件に残存する陶器片、ガラス片、木くず、ビニール等のごみ、地下埋設物、土壤汚染、地耐力等に関する調査については、甲において調査を要せず、要状にて売買物件を承認すること乙は了承する。
- 8 乙は、売買物件に関する一切の瑕疵（隠れたる瑕疵を含む）に関する、調査費用、除去費用、廃棄費用等の費用を問わず、瑕疵担保責任、不法行為責任、有益費償還請求、立替金返還請求、その他名目を問わず、本書に定めるものと同様に、甲に対しして、金銭請求並びに履行請求等、一切の財産上の請求を甲にしないことを、甲に給する。
- 第 37 条 甲は、第 33 条第 1 項の規定により売買代金を返還する場合において、乙が第 5 項に定める延滞利息（ただし、買戻権、又は解除権行使時までの延滞利息）、第 17 項に定める延滞金、第 30 項に定める違約金又は本契約に定める損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還する売買代金と延滞利息等の全部又は一部と相殺する。（延滞金の算定）
- 第 38 条 本契約に基づき乙が甲に支払べき金額の延滞金については、次の式により算定するものとする。
- | | |
|-----|--|
| 算定式 | $元本金額 \times 5\% \times (延滞金起算日から納付の日までの日数 ÷ 365)$ |
|-----|--|
- (契約の算用)
- 第 39 条 本契約の締結及び履行並びに担当地又は買戻権の抹消登記等に關して必要な費用は、乙の負担とする。
- (借査跡実の検査・保管の決定)

- 9 本条に定める瑕疵除去工事は乙の責任と費用においてこれをを行い、本著作成以後、乙が依頼した請負業者から甲が費用請求を受けた場合には、乙において支払う。
(完買予約契約の合意解除)
- 第 43 条 本契約の成立を停止条件として、平成 27 年 5 月 29 日付 EW 第 38 号国有財産売買予約契約書（以下「本件売買予約契約」という。）を合意解除する。
- 2 本件売買予約契約の合意解除に伴い、本件売買予約契約に基づく一切の信権債務につき、甲乙間の債権債務はないことを確認する。

（貸付契約の合意解除）

第 44 条 本契約の成立を停止条件として、売買物件に関する本件貸付契約を合意解除する。

2 前項の前提条件として、乙は甲に本件貸付契約に定める貸付料の清算払いを行う。

3 甲及び乙は、第 1 項に定める本件貸付契約の合意解除に伴い甲が乙に交付する本件貸付契約第 7 条に定める契約保证金を売買代金に充当することを確認する。

4 甲及び乙は、前 3 項に伴い、本書に定めるものの他、本件貸付契約に関し、甲乙間に何らの債権債務はないことを確認する。

上記の契約の締結を証するため、本契約書 2 通を作成し、両者記名押印のうえ各自その 1 通を保有する。

平成 25 年 6 月 20 日

元払人 契約担当官 近畿財務局長 美並 泰
買受人 生所 大阪市淀川区住本一丁目 6 檻 25 号
氏名 学校法人 森友学園 理事長

印